

総括整理表

調査年度:		緑の回廊の概要等			過去のモニタリング実施概況		
緑の回廊名	調査写真1	調査写真2	調査写真3	調査写真1の見出し・説明書き	調査写真2の見出し・説明書き	調査写真3の見出し・説明書き	調査写真3の見出し・説明書き
管轄森林管理局・署名 所在地 面積 設定・変更年	調査写真1	調査写真2	調査写真3	調査写真1の見出し・説明書き	調査写真2の見出し・説明書き	調査写真3の見出し・説明書き	調査写真3の見出し・説明書き
緑の回廊施設写真		緑の回廊の概要 (設定目的)			結果概要 (調査実施項目・調査手法含む)		
概況写真		法令等に基づく指定概況			実施時期・回数		
結果概要							
調査項目(例)	調査手法						
森林タイプの分布等状況	資料調査						
樹種分布状況	リモートセンシング						
樹木の生育状況	資料調査/森林概況調査/森林詳細調査						
下層植生の生育状況	資料調査/森林概況調査/森林詳細調査						
山火事等災害発生状況	資料調査/リモートセンシング						
病虫害等発生状況	資料調査/森林概況調査/森林詳細調査						
野生動物の生息状況	資料調査/動物調査						
森林環境教育の場としての利用状況	資料調査						
普及啓発の実績、巡視の実施状況	調査取り調査						
※行わなかった調査項目、記載事項の無い欄は赤字とする。総括整理票に取らない情報等については必要に応じて削除して添付。							
評価・課題等							



1 はじめに



2 モニタリングの全体像



3 モニタリングの具体的な手順



4 モニタリング結果の公表



5 Q & A



巻末資料

7 モニタリング結果の評価



Point!

モニタリング結果を保護林管理委員会において評価し、必要に応じてモニタリングの見直し等を検討します。

各森林管理局に設置された保護林管理委員会では、モニタリング結果を基に、緑の回廊の現状を評価するとともに、過去のモニタリング結果との時系列的変化も考慮しつつ、今後の状況変化を想定した上で、今後の保全・管理やモニタリングのあり方を検討します。なお、評価の結果によっては、区域の変更、廃止等の必要性についても検討します。

目録 評価結果とモニタリングの見直し方法の例

評価結果	モニタリングの見直し方法
森林環境の状況変化が把握できていない。	調査項目の変更、もしくは状況変化を把握するための調査手法の検討
地球温暖化の影響やシカによる被害等によって、森林環境に大きな変化が発生している。	変化の発生原因の究明を行うためのより詳細な調査の実施もしくは調査手法の検討



1
はじめに



2
モニタリングの全体像



3
モニタリングの
具体的な手順



4
モニタリング結果の公表



5
Q & A



巻末資料



第4章 モニタリング結果の公表



Point!

国有林の取組を広く普及・啓発するため、モニタリング結果は積極的に公表していきましょう。

国有林の取組に対する国民の理解を深めるため、緑の回廊制度や緑の回廊の存在、価値が分かりやすく国民に伝わるよう、積極的に情報発信を行なうこととしています。

モニタリングで取得したデータは、インターネット等により広く利用される方法を検討します。

目 公表内容の例

公表様式	公表内容
公表様式 (P19) を基本とし、必要に応じて参考資料を添付	<ul style="list-style-type: none">● 緑の回廊の所在地、面積、設定年、概要● モニタリングの実施年度、調査項目、調査手法、結果概要● 写真 [緑の回廊の概況写真、調査時写真 (自動撮影カメラ、林内写真)、空中写真等]● その他 (位置図)

留意事項

- ① モニタリングの調査事業の成果物として公表用資料を含める等、公表を念頭においた事業計画を立てましょう。
- ① モニタリング結果の中には、希少野生生物の生育・生息地等に関する機密性の高い情報も含まれるため、公表に際してはそれらの情報の取扱いに配慮する必要があります。
- ① 研究者等への詳細な調査データの提供に際しては、希少な野生生物等の情報に配慮した上で、可能な範囲で対応することとし、利用上の注意点について説明を行いましょう。

目 公表様式

〇〇緑の回廊	
管轄森林管理局・署	〇〇森林管理局〇〇森林管理署
所在地	〇〇県〇〇郡〇〇町
面積	〇〇ha
設定年	昭和〇〇年〇月〇日
緑の回廊の概要 (設定目的)	<p>野生生物の移動経路を確保する観点から、〇〇県の〇〇保護林と〇〇県の〇〇保護林を連結する形で、〇〇山脈沿いに、概ね、幅〇km、総延長〇〇kmで設定。〇〇、〇〇などの希少野生動物種の生息が確認されている。</p> <p>平成〇〇年から、地元NPO等と連携して〇〇等の森林環境教育の取組を実施している。</p>



モニタリング調査の概要

実施年度	平成〇〇年度
調査項目	樹種分布状況調査、林床植生の生育状況調査、野生動物の生息状況調査等
調査手法	野生動物の生息状況調査として、自動撮影カメラを設置し、森林タイプ毎の出現種等を記録。林床植生の調査と併せて、シカによる森林被害の状況を把握。森林生態系多様性基礎調査の結果を活用。各種調査は、連結する保護林と同時に実施。
結果概要	〇〇、〇〇等の野生動物の生息が、〇〇の森林タイプを中心に確認された。シカによる森林被害が一部で確認されたため、引き続き更新状況について注視すると共に、捕獲等の対策について検討する。

※モニタリング調査の詳細情報については、森林管理局にお問い合わせください。



1 はじめに



2 モニタリングの全体像



3 モニタリングの具体的な手順



4 モニタリング結果の公表



5 Q & A



巻末資料



第5章 Q&A

1 総論

Q 「緑の回廊」と「生物回廊」は違うものですか

A 本マニュアルで示している「緑の回廊」は、国有林の制度に位置付けられているものですが、一般的に、野生生物の生息地間を結び、野生生物の移動に配慮した連続性のある森林や緑地等が「緑の回廊」や「グリーンコリドー」、「生物回廊」、「生態系ネットワーク」、「生態的回廊」等と表現されることもあります。

Q 民有林や他省庁との連携はどのようになっていますか

A 緑の回廊のルート上に民有林が介在する場合においては、緑の回廊の設定目的が達成されるよう、都道府県、市町村、森林所有者の理解と協力を得るよう努めています。一部地域では、民有林においても、国有林の緑の回廊と連結する形で緑の回廊が設定されています。

Q 保護林管理委員会の委員にはどのような方がなるのですか

A 保護林管理委員会は、森林・林業や自然環境に関する専門家、関係地方公共団体等から選任された方から構成されています。

Q 一般市民（ボランティア）も緑の回廊の管理に関わることができますか

A 例えば、「綾の照葉樹林プロジェクト」では、復元エリアの間伐をボランティアにより実施しています。詳細は、九州森林管理局のウェブサイト等をご覧ください。

※綾の照葉樹林プロジェクトは、学術的にも貴重な宮崎県綾川流域に残された日本最大級の原生的な照葉樹林を厳正に保護するとともに、この照葉樹林の周辺に存在する二次林や人工林を照葉樹林に復元するため、九州森林管理局・宮崎県・綾町・（公財）日本自然保護協会・てるはの森の会の5者による協働取組です。

Q どのような野生生物が緑の回廊を利用しているのですか

A これまでのモニタリングでは、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、タヌキ、キツネ、モモンガ、リス、コウモリ等の哺乳類、クマタカやイヌワシ、ヤマドリ、アカショウビン等の鳥類の他、両生は虫類や、昆虫類が緑の回廊を移動、生息地として利用していることが確認されています。



ツキノワグマ
(東北森林管理局)



ニホンカモシカ
(四国森林管理局)



クマタカ
(九州森林管理局)

Q モニタリング結果はどのように活用されるのですか

A 継続的に緑の回廊の状況を把握し、その後の保全・管理のあり方を検討するための資料とします。また、研究者からの依頼によりデータを提供し、研究に役立てていただく場合もあります。